

公会計制度改革について

公会計の周辺を知る(公会計をめぐる環境と諸問題)

公会計のしくみを知る(公会計の概念)

公会計制度の生成と発展

公会計制度の概要

地方行財政制度はどこへ向かっているのか。地方債引き受けのための財政分析指標などの論点についてもふれた最新改訂版である。

わが国もこれまで地方自治体のための公会計モデルが提案され試行運用されてきた。この間、単に各種計算書の作成のみならず、その具体的な利用方法についても当局から提案されている。

さらに、これまでのような複数の公会計モデルや基準の並列状況をお解消するため、ようやくその統一を視野に入れた検討が開始され、監査制度についてもイギリスの制度を参考にして厳格化する方向で見直しが始まった。

重要なのは、こうした公会計、監査制度の見直しが地方行財政制度の整備の一環としてナショナル・プロジェクトのなかに位置付けられたことである。

そこで、公会計の全体像を学ぶためには、その背景としての財政状況、国および地方自治体の予算制度や決算制度、新しい公会計制度に関する提案やその進捗状況を知ることは当然のこととして、国の会計検査制度や地方自治体の監査制度、財政分析に関する知識も必要であること。

さらに、諸国それぞれの制度がいつどのように生成発展してきたかを知ることは、その歴史的な事実を知る面白さとともに公会計をより深く理解する手助けとなる。

公会計改革の議論の動向

- 1、公会計改革提唱の契機はどのようなものであったのか。
- 2、多様な公会計改革論におけるそれぞれの基礎的思考はどのようなものか

その背景的要因は国によって様々な状況が存在するが、多くの場合共通しているのは財政逼迫問題である。

そこで提唱されてきたのがニュー・パブリック・マネジメント(NPM)である。

NPMの基本的な考え方の特徴は、行政機関をこれまでのような国民や住民に対する「統治機関」としてではなく「サービス提供機関」と考える。国民や住民は「顧客」とし

て理解されること。そのためには行政をあらゆる観点から変革することが行われる。

こうした考えは、行政がどれだけのインプットを行ったのではなく、どれだけのアウトプットを生み出したか、さらにどれだけのアウトカムを実現したかが問われる。

NPM の考え方は、常に成果を志向し顧客を志向するもので、こうした発想は行政運営にも市場原理を基礎とした競争概念を導入することにつながる。

NPM 論の高まりは伝統的な公会計制度に対しても大きな影響を与えた。まずは現金収支の記録を中心とする伝統的な公会計制度の抜本改革の提唱である。

具体的には、行政運営の経済性、効率性、効果性等を財政的側面において測定できるようにすることに。

後世代への負担を測定し表示できるような公会計制度を構築することとである。

こうした考えに基づく公会計制度を形成するひとつの方法として公会計の企業会計化が提唱されてきた。

このような考えを批判的に捉え、行政の持つ本質的な機能のお考え方の特質を踏まえた会計制度を提唱する見解。

行政をどのように理解するかのお考え方は多様であるが、会計制度を変革する必要があることについては一致した見解になっている。

行政もまた財やサービスを取り扱う経済主体であり、公会計も文字通り会計の一種である以上、民間企業とは異なる行政の特殊性を念頭におきつつもすべての経済主体に適用する個別概念を持って再構築しようとする考え方が公会計改革である。

現行制度についての様々な理解の例として

現行会計を「現金主義・単式簿記」の会計と理解するもので、基本的に現金の出納とその取引内容のみを記録したもの。

一方、この対極に「発生主義・複式簿記」を位置づけて、価値計算を視野に入れた認識基準を必要としたもの。

等の理解、改革議論がある。

発生主義と複式簿記とを導入する新しい公会計にあっては

NPM を基礎とする考え方と、むしろそれを批判的に捉える考え方、また、計算構造の論理性を基礎にする考え方等に見解は別れる。

NPM の考え方によれば、公会計を企業会計化とする思考の基礎としており、税は行政が提供するサービスの対価となる。

逆にこれを批判的に捉える考え方は、税は国民または住民が主権者として行政機関に対し拠出した財であるとする。

その結果、一般的な会計概念を採用するにしても、それは企業会計とは異なる構造を持つべきものとする。また、計算構造の論理性を基礎にする考え方によれば、企業であれ行政機関であれ貨幣を含め経済財をお取り扱い以上、その会計はそれらの価値の増減を発生概念に基づいて記録し、複式簿記システムから論理的な計算構造の中で計算書が作成されることになる。

新しい公会計情報の目的

公会計の目的は大きく2つの見解がある。

ひとつはぎょうせいの公的アカウントビリティを解除することに主眼を置くもの。

他のひとつは意思決定有用性を確保するもの

これらの目的は企業会計がその利害関係者に対して掲げるのと同様であり、それぞれの会計主体や利害関係者の構成の相違はあるにしても、それぞれの会計情報の目的は基本的に違いはない。

新しい公会計基準等の提言

国の貸借対照表の基本的考え方

旧自治省「バランスシート」・総務省「行政コスト計算書」

日本公認会計士協会「公会計概念フレームワーク」

財政制度審議会「省庁別財務書類作成について」

東京都「東京都会計基準」

新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」

総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」

これまでいくつかの新しい公会計モデルが提案されてきたが、現行法を根拠とする公会計制度とは別に、国と東京都の他、「基準モデル」または「総務省方式改定モデル」の公表後、実務への導入への先鞭をつけた地方自治体

(国の公会計)

財政制度審議会「省庁別財務書類の作成について」2003年度(平成15年度)決算から作成

(地方自治体の公会計)

東京都「東京都会計基準」2006年度(18年度)から実施

新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」

(総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」)

基準モデル導入 岡山県倉敷市、岐阜県各務ヶ原市
総務省方式改訂モデル 静岡県浜松市、09年基準モデルに適応

など

公会計制度の改革には想像以上のエネルギーを要しているが、会計についての知識、概念、思考等の発展、さらには公会計をめぐる国際的な状況を念頭におけば、改革の進展の度を早めることがようせいされる。

また、新しい公会計制度においてもちいられる概念は、現行制度における旧来の概念の徹底した再検討の上に構築されることも必要である。しかも、そうした法的拘束力をもつ制度形成を行うさいには、十分な期間におけるパブリックコメントの募集と検討が保証される必要がある。